

中間報告書

平成23年11月7日

小林市市歌検討委員会

はじめに

現在、小林市には市歌がありません。旧小林市、旧須木村、旧野尻町には、それぞれに市町村民歌があり、それぞれの市町村の歴史の中で歌い継がれてきました。

しかし、合併に伴い、それぞれの市町村民歌は廃止され、現在にいたっています。

市歌は、全ての市民が共通して持つことのできる小林市の財産です。

合併後の市民の一体感を図るためにも早期の制定が望まれます。

旧小林市と旧須木村との合併調整方針で「市歌は、平成21年3月までに制定する。」とされていましたが未だ実現されず、旧野尻町との合併協定書で「市歌は、合併後2年を目途に、新市市民からの公募等により、制定する。」とされており、本年（平成23年）度が旧野尻町との合併後2年目にあたります。

そして、小林市市歌の制定に向けて、平成23年8月に「小林市市歌検討委員会」が設置され、これまで委員13名で部会を含め8回の協議を重ねてきました。

その協議により、市歌制定までのスケジュール及びその過程での市歌作成の手法についてまとめましたので、「中間報告書」として提出します。

なお、協議中のものもありますが、今後はスケジュールに沿って、十分な協議を重ね、「小林市に未永く残るもの」として、妥協をせず、市歌制定に向けて取り組んでいきたいと思いをします。

平成23年11月7日

小林市市歌検討委員会

委員長 井手口 敏朗

副委員長 渡邊 布美子

委員 後藤 みさ子

委員 岩倉 勝

委員 棚橋 道夫

委員 山中 悦郎

委員 岩切 七緒子

委員 横山 幸一

委員 東郷 修逸

委員 津郷 初美

委員 中村 大介

委員 堀之内 悦子

委員 大田 宏典

目 次

旧小林市、旧須木村、旧野尻町の歴史を受け継いでいくために	1
小林市市歌の制定にあたって	1
小林市市歌制定までのスケジュール (別表) 小林市市歌制定スケジュール (H23~H24)	2
市歌制定までの手法等について	
○ 歌詞	4
○ 曲	5
○ 編曲	6
○ 周知・活用策	7
小林市市歌歌詞募集要項 (案)	8
小林市市歌検討委員会委員名簿	12
小林市市歌検討委員会の協議経緯	13

旧小林市、旧須木村、旧野尻町の歴史を受け継いでいくために

市歌制定の協議に入る前に、まず、旧市町村民歌について共通認識を深めました。

旧小林市民歌：作詞 向井芳久、補作 黒木清次、作曲 金堀伸夫

旧須木村民歌：作詞 永田伸、補作 黒木清次、作曲 中山大三郎、編曲 若草恵

旧野尻町民歌：作詞 黒木清次、作曲 海老原直

全ての作品に黒木清次氏が携わっています。黒木清次氏は旧須木村出身の全国的にも著名な詩人・小説家で、その偉業を称え、毎年、黒木清次文学碑祭が開催されています。

小林市に縁のある偉大な方の作品が、このまま、合併により消えてしまうのは惜しいという声もあります。

廃止になったという理由で旧市町村民歌を消してしまうのではなく、一つの作品として、そして、それぞれの市町村の歴史として、「旧小林市民歌」、「旧須木村民歌」、「旧野尻町民歌」として歌い継いでいくことも私たちの使命です。

小林市市歌の制定にあたって

当初、旧野尻町との合併協定書に「2年を目途に」とあるとおり、平成23年度内の制定を目指し、協議を行ってきましたが、市歌は小林市に未永く残るものであり、全ての市民に愛されるものを作りたいとの思いから、あらゆる可能性を十分に検討する必要があるため、平成24年度までの制定を目指すことになりました。

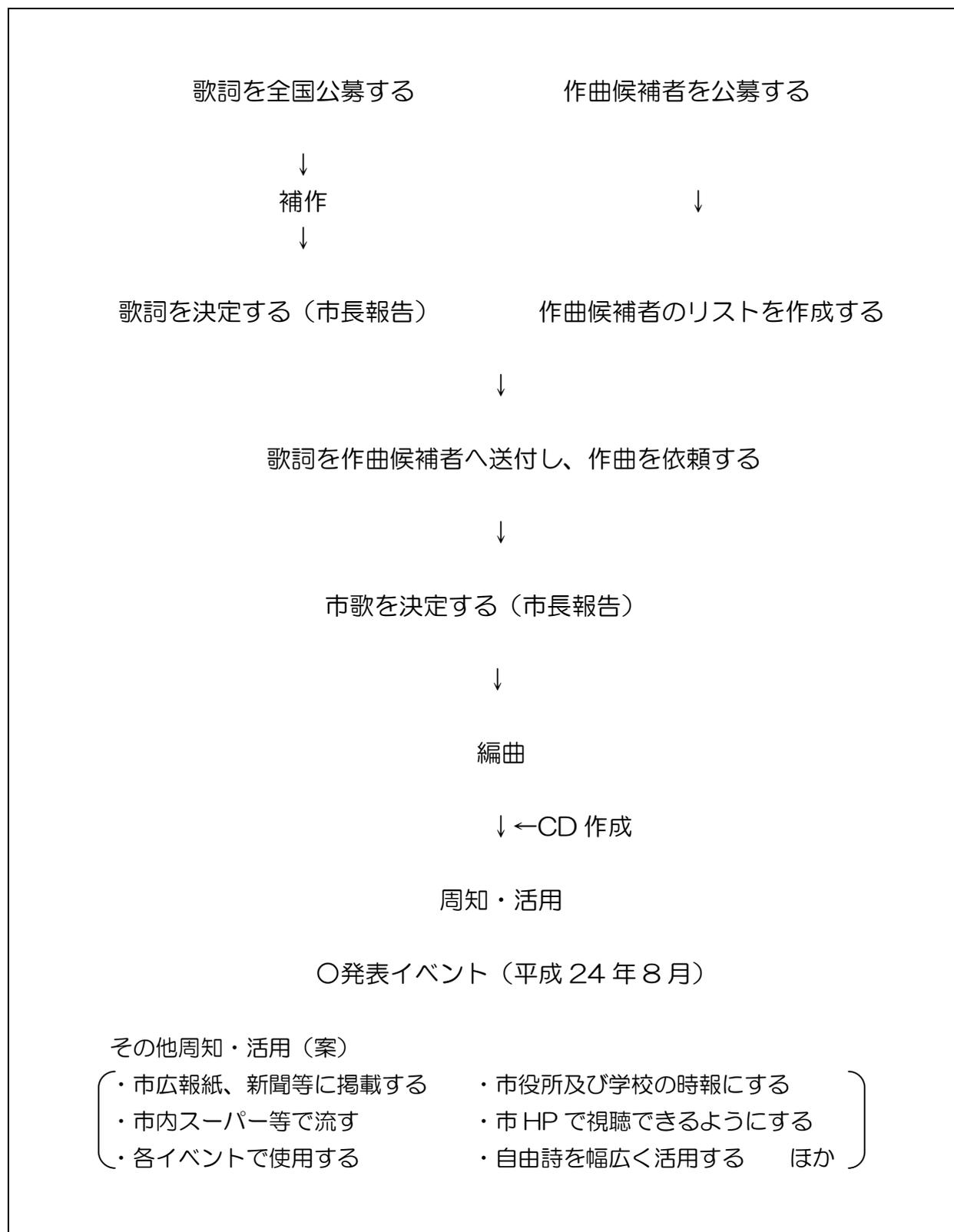
今回、報告する市歌制定までのスケジュールでは、平成24年8月を制定期日として設定しています。

これは、これまでの旧市町村民歌が市民にあまり周知されておらず、今回の市歌制定の際には市民への周知徹底を図る必要があります。そのためには、制定時の広報・宣伝活動が重要になると考えます。

つきましては、秋の各種イベント開催までに市歌を制定し、イベント時に周知活動を行いたいと思います。

また、平成24年8月に開催予定の「協働のまちづくり小林市宣言大会（仮称）」の場にて発表イベントを行い、大々的に小林市内外へ市歌を発信します。

小林市市歌制定までのスケジュール



市歌制定までの手法等については後述（P.4～）にあるとおり報告します。

小林市市歌制定スケジュール(H23～H24)

小林市市歌検討委員会

	平成23年度									平成24年度																	
	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月					
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
歌詞	○歌詞公募 チラシ組(分区)回覧・HP・公募ガイド・ チラシ施設配置・学校 ほか						○歌詞選考 (補作) ※入賞作品決定			○歌詞決定 ○市長報告																	
曲	○作曲候補者公募						○候補者リスト作成			○候補者へ歌詞送付 ○作曲依頼			○曲選考			○市歌決定 ○市長報告											
編曲													○編曲(委託) ピアノ・合唱・吹奏楽等														
広報	○歌詞公募と併せて、 小林市をイメージした自由詩を 市内小中学生から募集。						※入賞作品決定			○詩集の作成						○CD作成(委託)			イベントにて販売								
																			イベントにて表彰・配布								
イベント																			○イベント準備 演奏者への依頼(練習)						発表 イ ベ ン ト		
周知・ 活用 (案)																											
																									<ul style="list-style-type: none"> ・市広報・新聞等に掲載する ・市役所・学校の時報にする ・市内スーパー等で流す ・市HPで視聴ができるようにする ・各イベントで使用する ・自由詩の幅広く活用する ほか 		

ω

市歌制定までの手法等について

歌詞

1 歌詞を全国公募する

小林市市歌の制定にあたって、多くの市民が携わり、市民で作った市歌だと感じてもらうために、広く歌詞を募集します。募集は、小林市内に限定せず、全国にいる小林市に縁のある方も応募できるように全国公募とします。

小林市の歴史・文化・自然を盛り込み、親しみがあり、誰もが気軽に口ずさめる歌詞を募集し、応募にあたっては、「作品を創った背景・想い」を添えてもらい、小林市への想いを含めて審査します。

また、全国公募とすることで、市内外へ市歌制定に伴い小林市のPRを行うことができると思います。

- 募集期間：平成24年1月16日（月）～2月29日（水）
- 募集内容：「小林市市歌歌詞募集要項（案）」 P.8
- 募集方法：
 - ・1/15号お知らせ（チラシ折り込み）組（分区）回覧
 - ・市ホームページ
 - ・防災無線（野尻地区のみ）
 - ・公募ガイド（2月発売号）
 - ・各公共施設へのチラシ配布
 - ・市内小中学校へのチラシ配布（教育委員会へ協力依頼）
 - ・市内高等学校へのチラシ配布 ほか

2 市内小中学生から小林市をイメージした詩を募集する

上記「小林市市歌歌詞募集要項（案）」にあるとおり、市内小中学生においては歌詞公募、または小林市をイメージした自由詩を募集します。

自由詩の優秀作品については、歌詞の参考にする場合があるとしています。

これは、歌詞を全編にわたり作成するのは、大変労力の要る作業であると思われるため、小中学生がもっと気軽に市歌制定に携われるようにしたものです。

加えて、優秀作品を表彰することで、市歌制定の際の周知につながると考えます。

- 募集期間等：上記1と同様

3 歌詞を審査・決定する（自由詩を含む）

応募のあった作品を審査し、市長へ報告を行い、歌詞として決定します。

ただし、その後の作曲において、補作される可能性があります。

歌詞の審査は、基本は小林市市歌検討委員会で行うこととしますが、今後、詳細については審査方法・基準を定め実施します。

審査において、検討委員会には作詞者を特定する情報（氏名等）は非公開とし、純粹に作品のみで審査することとします。

●審査期間：平成24年3月1日（木）～30日（金）

●審査方法・基準：協議中

曲

1 作曲候補者を公募する

決定した歌詞に、曲をつける作曲者を公募し、作曲候補者とします。

歌詞が決定した後、再度、曲を公募すると時間がかかり、また、プロに作曲を委託すると、時間的には余裕があると思いますが、1作品のみしか審査することができないため、選択の幅が狭まってしまいます。

そこで、歌詞公募・選定期間に作曲候補者を募集し、歌詞決定後、候補者へ歌詞を送付します。そして、歌詞に曲をつけてもらったものを提出してもらい、その中から市歌としてふさわしいものを審査することで、多様な作品から選択することができます。

詳細については、今後、公募要項、審査方法・基準を定め実施します。

●作曲候補者公募：平成24年1月16日（月）～2月29日（水）

●募集要項：協議中

2 作曲候補者へ歌詞を送付する

歌詞が決定した後、上記1の作曲候補者に歌詞を送付し、市歌の作曲を依頼します。詳細については、作曲候補者の募集要項にて定めるものとします。

- 作曲期間：歌詞決定後（4月上旬）～1ヵ月程度

3 市歌を決定する

作曲候補者から提出のあった市歌を審査し、市長へ報告を行い、市歌を決定します。審査において、検討委員会には作曲者を特定する情報（氏名等）は非公開とし、純粹に作品のみで審査することとします。

詳細については、今後、審査方法・基準を定め実施します。

- 審査：上記2に合わせて、曲提出後1ヵ月程度を目途に選定します。
- 審査方法・基準：協議中

編曲

市歌を広く周知・活用していくために、ピアノ譜、吹奏楽譜、合唱譜（二部合唱、三部合唱等）等の編曲及びその楽譜作成を専門家に依頼します。

今後、市歌を歌い継いでいくために、市民、市民活動団体、市内小中高等学校、各種イベント等、あらゆる場面で活用できるように、編曲をする必要があります。

また、後述の活用策にもある時報・電話保留音として利用するために音源を活用することもあります。

周知・活用策（案）

○市広報紙、インターネット、新聞等に掲載する
市歌の制定にあたって、大々的に広報します。

○発表イベント

平成24年8月開催予定の「協働のまちづくり小林市宣言大会（仮称）」において発表します。

- ・歌詞の入賞者の表彰
- ・自由詩の入賞者の表彰
- ・作曲の入賞者の表彰
- ・新たな市歌の発表
- ・応募のあった歌詞、自由詩のパネル展示 ほか

○CD作成

市内小中高等学校、各公共施設、市内店舗等に配布するとともに、発表イベント等で販売し、その収益金を東日本大震災復興等へ寄附します。

CDの内容には、新「小林市市歌」の他に旧市町村民歌を加える予定としています。

○応募のあった歌詞、自由詩の詩集を作成する

詩集を作成し、発表イベント、市内小中学校、図書館に配布します。

○市役所電話の保留音、市役所及び各公共施設、市内小中学校の時報にする
普段から耳にすることで、自然に口ずさめるようになります。

○市イベント、学校イベントで斉唱する

○応募のあった自由詩等を幅広く活用する

小林市市歌歌詞募集要項（案）

小林市のさらなる一体感の醸成、市民のふるさと意識の高揚及び本市のイメージアップを図るため、「小林市市歌」を制定します。

そこで、自由な発想で、小林市の歴史・文化・自然を盛り込み、親しみがあり、誰もが気軽に口ずさめるような市歌の「歌詞」を募集します。

- 1 受付期間 平成24年1月16日（月）～平成24年2月29日（水）17:00 必着
※郵送の場合は当日消印有効

2 応募内容

（1）小林市市歌「歌詞」募集

- ・応募資格：市内・市外、年齢を問わずどなたでも応募できます。
- ・応募形式：小林市市歌の歌詞で、節（曲）に合わせることを想定したものとします。
歌詞は1番から3番までとします。

（2）小林市をイメージした「自由詩」募集

- ・応募資格：市内の小中学生のみを対象とします。
- ・応募形式：特に指定はありません。小林市をイメージした詩を自由な発想でご応募ください。

（3）上記2項目の共通事項

- ・応募は1人1作品までとします。
- ・作品は自作の未発表のもので、他者の知的所有権、知的財産権を侵害しないものとします。

3 応募方法

- ・応募用紙又はA4用紙に「歌詞」「自由詩」及びその歌詞・自由詩の「漢字のふりがな」を記載してください。
- ・作品とは別に、作品を創った背景・想いを記載してください。
- ・応募にあたっては、「住所」、「氏名（ふりがな）」「生年月日」「職業（学校名・学年）」「電話番号」を明記し、郵送、持参、Eメール又はファックスにより応募してください。
- ・応募用紙は、各公共施設にて受け取ることができます。また、小林市ホームページにてダウンロードすることができます。（小林市ホームページ <http://www.city.kobayashi.lg.jp>）
- ・「作品を創った背景・想い」及び「住所」、「氏名（ふりがな）」「生年月日」「職業（学校名・学年）」「電話番号」の明記が無い場合審査対象外となります。

4 応募先及び問い合わせ先

〒886-8501 宮崎県小林市細野300番地

小林市役所 総務部 総合政策課 「小林市市歌検討委員会事務局」

TEL 0984-23-0456（直通） FAX 0984-25-1037

E-mail k_kikaku@city.kobayashi.lg.jp

・応募の受付は、小林市役所総合案内窓口、須木庁舎・野尻庁舎住民生活課、西小林出張所、紙屋出張所でも行います。

5 賞 品

(1) 小林市市歌「歌詞」募集における賞品

- ・最優秀作品 1点 10万円
- ・入選 3点以内 5千円相当の特産品

※ただし、受賞者が小中高等学生の場合は、賞品を図書カードに代えるものとする。

(2) 小林市をイメージした「自由詩」募集における賞品

- ・優秀作品 数点 3千円の図書カード

※(1)募集において、最優秀作品(歌詞)が採用されず、(2)の優秀作品が歌詞として採用された場合は、(1)最優秀作品の賞品額の範囲内で、小林市市歌検討委員会が賞品を決定するものとする。

6 選考方法 「小林市市歌検討委員会」にて選考します。

7 その他

- ・応募作品は返却しません。
 - ・作品の著作権、その他一切の権利は小林市に帰属します。
 - ・採用作品は、作曲の都合上、補作を行う場合があります。
 - ・複数の作品を選定し、合作する場合があります。
 - ・合作した場合、選定作品数に応じて賞金は等分します。
 - ・募集にあたって、小林市からの資料等の提供は行いません。
 - ・応募にあたって得た個人情報は、市が適正に管理し応募者への連絡においてのみ使用します。
- ただし、入賞者については新聞等で氏名等を発表する場合があります。

小林市市歌検討委員会委員名簿

(平成23年9月14日現在)

(敬称略)

	氏 名	所 属 団 体 他	備 考
1	井手口 敏朗	小林市立小林市中学校 指導教諭	委員長
2	渡邊 布美子	小林市文化連盟 会長	副委員長
3	後藤 みさ子	こばやし音楽協会 会長	
4	岩 倉 勝	小林市郷土芸能保存会連合会 副会長	
5	棚 橋 道 夫	小林市文化連盟野尻支部 会長	
6	山 中 悦 郎	小林市PTA協議会 会長	
7	岩切 七緒子	小林市勤労青少年ホーム友の会 会長	
8	横 山 幸 一	小林市観光協会 事務局長	
9	東 郷 修 逸	公募委員	
10	津 郷 初 美	公募委員	
11	中 村 大 介	公募委員	
12	堀之内 悦子	公募委員	
13	大 田 宏 典	精神保健福祉士	H23.9.14~

※ 任期：平成23年8月3日（平成23年9月14日）～市歌制定まで

小林市市歌検討委員会の協議経緯

会 議	日 程	内 容
第 1 回	平成 23 年 8 月 3 日	委嘱状交付 スケジュール案について ほか
第 2 回	8 月 29 日	旧市町村民歌について 部会について
第 3 回	9 月 14 日	部会協議 歌詞公募について
部会会議	9 月 28 日	公募部会会議 (歌詞募集要項案について)
第 4 回	10 月 3 日	スケジュールについて 歌詞募集要項案について
第 5 回	10 月 20 日	歌詞募集要項案について 中間報告書について ほか
第 6 回	10 月 27 日	中間報告書について
第 7 回	11 月 2 日	中間報告書最終確認について 部会協議 ほか
	11 月 7 日	市長へ中間報告書提出